

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	子ども等医療費給付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滝沢市は、子ども等医療費給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滝沢市長

公表日

平成30年9月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども等医療費給付事務
②事務の概要	滝沢市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例(昭和48年滝沢村条例第19号)及び滝沢市ひとり親家庭医療費給付条例(昭和54年滝沢村条例第6号)に基づき、子ども、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭に対する医療費(以下「子ども等医療費」という。)の給付に係る次に掲げる事務を行う。 1、子ども等医療費の給付に係る受給者証の交付の申請又は変更の届出の受付、受給資格の審査、受給者証の発行
③システムの名称	1、医療費給付システム 2、共通基盤連携サーバー 3、住民基本台帳システム 4、宛名管理システム 5、税宛名管理システム 6、団体内統合宛名システム 7、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども等医療費給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1、番号法第9条第2項 2、滝沢市行政手続における特例の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年滝沢市条例第28号。以下「条例」という。)第4条第1項及び別表の3、4の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1、番号法第19条第8号 2、条例第4条第1項及び別表の3、4の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部保険年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	企画総務部総務課 岩手県滝沢市中鶺鴒55番地 019-656-6558
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部保険年金課 岩手県滝沢市中鶺鴒55番地 019-656-6530

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年7月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年7月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

